

「坂井市地場産品創出支援事業」事業者提案募集要項

令和6年7月1日

坂井市（以下「市」という。）では、ふるさと納税の返礼品の創出及び生産等拡大する取り組みに対して、坂井市地場産品創出支援事業実施要綱に基づき事業者支援を実施します。

ふるさと納税制度を活用した寄附型クラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を行い、新たな地場産品の創出又は規模拡大により生産体制を強化することで、魅力的な返礼品を提供するための事業者提案を次のとおり募集します。

1. 概要

この事業を活用し資金調達をしたい方が事業に応募し、採択された事業について、ふるさと納税ポータルサイトでCFによる寄附を募集します。

事業に賛同、共感していただける方から集まった寄附金の一部を補助金として交付するものです。

事業者からの提案内容については、平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）の規定に定められた返礼品に該当することを基本として、投資額の妥当性やふるさと納税返礼品として需要が見込めるかなどについて審査します。

補助金の額は、寄附金の4割を交付します。ただし、目標寄附額の10分の5以上の寄附額に達した場合に限り事業費を超えない額（千円未満切り捨て）とします。

CFによる寄附については、当該事業者が提供する返礼品を寄附者に送付する必要があります。この返礼品の代金は、別途市が負担します。

事業費、目標寄附額、補助金とは、

事業費 : 提案の事業内容のうち補助対象となる費用

目標寄附額 : 事業費を10分の4で除した額

補助金 : 寄附が目標寄附額×5/10以上で補助決定

寄附額×4/10（千円未満切り捨て）事業費の最大10割

(参考)

総事業費 900万円 事業費 800万円 目標寄附額 2,000万円

補助金 : 寄附額1,000万円以上で補助金交付決定

CF終了時、寄附額 800万円 → 補助金 なし

寄附額1,000万円 → 補助額400万円

寄附額2,500万円 → 補助額800万円

CF開始時に設定する返礼品は、目標寄附額を超える寄附に対しても送付が必要です。また、補助を受けることができず返礼品が提供できない場合は、市で設定する返礼品を寄附者に提供します。

2. 対象事業

ふるさと納税の返礼品基準を定めている総務省告示第5条3号（坂井市内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）に該当する市の返礼品となるもので、次のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 新たな地場製品の生産・製造を行う取組
- (2) 既に取り扱っている返礼品の生産・製造を拡大する取組

3. 事業費（補助対象経費）

提案事業の対象となる経費は、ふるさと納税返礼品を生産及び製造するために必要となる次の各号に掲げる経費の合計が800万円以上を対象とします。

また、当該事業にあたって他の補助金又は交付金を受けて事業を行うことはできません。

- (1) 工場及び作業場等の建物取得にかかる経費
- (2) 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
- (3) 製造及び生産装置の機器購入費
- (4) 商品開発費、試験研究費及び委託費
- (5) その他市長が必要と認める経費

4. 提案事業者の資格

次の各号に掲げる項目を全て満たす必要があります。

- (1) 坂井市ふるさと納税の返礼品が提供できる坂井市に住所を有する個人、法人
- (2) 当該事業により生産される返礼品は、坂井市ふるさと納税の返礼品として提供すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) CFにより目標寄附額の10分の5以上の寄附があった場合は、提案された全ての事業を実施し完了させること。
- (5) CFにより事業を実施する基準を満たした場合、補助金交付申請年度2月末日までに事業完了し、同年度3月末までに返礼品の発送を開始すること。
- (6) 提案書及びCFに掲載する記事を作成し提出できること。
- (7) 本事業の補助金額確定通知があった日から5年経過しないうちに他者に譲渡することはできません。

5. スケジュール ※日程は変更する場合があります

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 事前相談 | 7月31日まで |
| (2) 事業提案（認定申請書）提出期限 | 8月9日まで |
| (3) 事業提案（認定申請書）審査 | 8月中旬 |

- (4) 審査結果通知 審査後
- (5) C F 開始 10月から12月まで
- (6) 補助金交付申請 翌年4月
- (7) 事業開始 補助金交付決定後

申請を計画されている方は、事前相談にお越しく下さい。

6. 提案書の提出について

市ホームページからファイルをダウンロードして坂井市総合政策部企画政策課ふるさと納税推進室まで提出してください。

7. 事業認定件数

上限2件/年。ただし、令和6年度は1件とする。

8. 提案募集停止・中止又は取消し

国の制度変更や市の施策方針変更のほか、C Fにより資金調達ができないなどやむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合、停止・中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

9. 坂井市地場産品創出支援事業認定申請書（提案書）の作成

(1) 共通事項

- ①申請書は、個人・法人とも1件とします。
- ②申請書は、30ページ以内で提出してください。
- ③提出された提案内容に疑義がある場合には補足説明を求めることがあります。
- ④提案書の構成は、審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

(2) 提案書

- ①認定申請書
- ②事業計画書
- ③誓約書
- ④実施個所位置図
- ⑤事業費積算資料
- ⑥その他市長が必要と認める書類

10. 審査項目及び審査基準

(1) 審査方針

応募書類の審査は、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、選定事業者を決定します。

ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、認定しないことがあります。

(2) 審査方法

審査基準に基づき、書面審査により基準点を超えた提案から選定します。

(3) 審査基準

①事業者	返礼品提供事業に係る これまでの取り組み・実績	10点
②提案内容	商品・規格など	10点
	返礼品提供価格の妥当性	10点
	提供数量（通年・期間）	10点
	返礼品（拡張）可能性	10点
	事業完了までのスケジュール	5点
	返礼品開始時期	5点
③事業費	投資額	10点
	積算の妥当性	10点
	資金計画	10点
④その他	その他の効果	10点

1.1. 審査結果

審査基準100点満点中、得点上位2位までを合格とするが基準に満たない場合は不合格とします。2位が同点の場合は事業費が低い方を優位とします。

審査結果は、坂井市地場産品創出支援事業認定結果通知書により通知します。

なお、令和6年度は「2位」を「1位」と読み替える。

1.2. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出された提案書に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 提案書の内容について、補足説明を求めたにも係わらず、補足説明しなかった場合
- (4) その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1.3. 提案に要する費用負担

提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

1.4. CF結果

CF結果は、坂井市地場産品創出支援事業CF結果通知書により通知します。

1.5. その他

認定された提案内容に関して、提案書の審査後に市と詳細について協議させていただきます。協議の結果、CFの実施内容・寄附目標額等について変更が生じることが

あります。

提案から補助事業完了までのスケジュール

年度	市	提案者（補助事業者）
N年度		
7月	①事業募集	
	事前相談（7月31日まで）	
	募集期限（8月9日まで）	
		②提案書提出
8月	③提案書審査、認定・不認定通知	
	④CFに向けた打ち合わせ	④CFに向けた打ち合わせ
9月		⑤CF原稿作成
10月	⑥CF開始～終了（90日間）	
	⑦CF結果通知	
N+1年度		
4月	①補助金申請の案内	
		②補助金申請
	③補助金交付決定	
		④事業開始、概算払い請求書
	⑤補助金概算払い	
		⑤事業完了（補助金完了報告）
	⑥完了検査	
（年度内）		⑦返礼品提供開始